

第54回 飯塚市地域公共交通協議会協議会 議事録

第40回 飯塚市地域公共交通会議 議事録

日時：令和3年10月27日（水） 14：00～
場所：立岩交流センター2階 第4、5、6研修室

議事次第

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 議 事
 - (1) 議案第1号 令和4年度からの飯塚市コミュニティ交通体系について
4. 報告事項
 - (1) 令和3年10月からの西鉄バスの運行（変更点）について
 - (2) コミュニティ交通運行計画（素案）に関する住民説明会について
5. その他
6. 閉会

1. 開 会

事 務 局： 本日の出欠の状況をご報告いたします。本日は日高委員、竹尾委員、鍋嶋委員、河野委員、竹下委員、梅野委員、嶋田委員、宮井委員、野見山委員、山本委員、加賀委員、久保田委員、以上12名より欠席のご連絡をいただいております。過半数の出席となりますので、会議が成立したことをご報告いたします。なお、国土交通省北九州国道事務所筑豊維持出張所の竹尾委員につきましては同出張所から田島様、飯塚警察署の鍋嶋委員につきましては同所から中嶋様、九州運輸局福岡運輸支局の久保田委員につきましては同支局から安永様にそれぞれ代理でご出席いただいております。よろしくお願いいたします。

それでは定刻となりましたので、只今から第54回飯塚市地域公共交通協議会ならびに第40回飯塚市地域公共交通会議を開会いたします。

2. 会長あいさつ

事 務 局： まず当協議会の会長でございます久家市民協働部長から皆様にご挨拶申し上げます。

会 長： 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、飯塚市地域公共交通協議会にご出席いただきまして本当にありがとうございます。本日は、前回に引き続き、令和4年度からの飯塚市のコミュニティ交通体系についてご協議いただきたいと考えております。今回は、前回までにご協議いただいた個々の路線や地区輸送方法の状況や変更案を踏まえまして、今後の運行体系の詳細なところについてご議論いただく予定としております。皆様方におかれましては、忌憚のないご意見を述べていただき、この会議における議論を有意義なものとしていただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

3. 議 事

事 務 局 : それではこれより議事に入ります。進行は久家会長にお願い致します。

(1) 議案第1号 令和4年度からの飯塚市コミュニティ交通体系について

会 長 : それでは「議案第1号 令和4年度からの飯塚市コミュニティ交通体系について」を議題といたします。最初に「①コミュニティ交通全般」について事務局説明をお願い致します。

事 務 局 : コミュニティ交通全般について、説明します。

6月、7月の会議におきまして、本市の公共交通全体の現状と課題を整理し、今後、どのような考え方でコミュニティ交通体系を再編していくのかという方向性等について承認していただいたところです。そこで、本日の会議では個別の具体的な運行内容を提案するにあたり、全般にわたる基本的な事項をいくつか、確認しておきたいと思っております。

資料1をご覧ください。1番目の項目「コミュニティ交通体系再編の手法及び目的・効果」は、前回までの会議で説明いたしました内容を、簡潔にまとめたものとなっています。

2番目の項目「コミュニティ交通の役割」については、「(1) 主に日中の買物や通院等、日常生活を維持・継続するための移動手段の確保」(ただし、年齢や利用目的等による制限は設けない)ということで、どなたでもご利用いただける公共交通機関として、運行の時間帯は日中、概ね午前8時台から午後5時台までの時間帯を目安とするものとします。

(2)には、民間公共交通機関が廃止になった場合の代替手段の確保ということを記載しております。この点については、資料8、これは、8月から10月にかけて各地区の関係者があつまる会議にお邪魔しまして、来年度のコミュニティ交通についてご説明した際に頂いたご意見等をまとめたものでございますが、2ページの冒頭にある幸袋地区でのご意見が関連する内容となっておりますので、ご覧ください。万一、路線廃止のような事態になった場合にはコミュニティ交通による何らかの代替手段を考えることとなりますが、前回・前々回の会議でも説明いたしましたように、このたびの交通体系再編を通じて、現在の西鉄バス路線を含む民間公共交通機関の利用促進を図り、公共交通全体を維持していけるようになることを今後めざしたいと考えるものでございます。併せて、この会議の中でも指摘されてきましたように、路線廃止に至らないための早期の協議や取組ができるようにしていきたいと考えております。

3番目の項目「コミュニティ交通において適用する運送事業の種類」です。6月の会議の折に、運送事業の種類について、通常の旅客運送のほかにも自家用車を活用した運送の形態や、交通空白地を抱える自治体の様々な先進事例などを資料の中で紹介していただきましたが、本市のコミュニティ交通の運行にあたっては、従来どおり、民間の事業者を活用した「一般旅客乗合自動車運送事業」の形で実施したいと考えています。なお、資料8の6ページに記載しているように、市民の移動を支援する方策としてタクシー等の運賃助成の仕組みに関するご意見も頂いていますが、これについては今後も課題などを研究していきたいと思っております。

以上のようなことを基本として、コミュニティ交通全体としてどのような体系にしようと考えているのか、資料2にお示ししています。また、運行・運営内容を項目ごとに資料

3にお示ししています。これらの内容については、次第の②以降の個別の運行に関する説明の中で、提案していきたいと思えます。

また、前回の会議で「これまでに協議会で出された要望事項等をまとめた資料」に関するご要望がありましたので、資料9としてお配りしております。この1ページ目に、コミュニティ交通全般に関する意見や要望事項等の内容をまとめておりますので、参考としてご覧ください。以上で、コミュニティ交通全般に関する説明を終わります。

会 長 : 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

新井 委員 : 私は飯塚旅客自動車協同組合を代表して出席しております新井と申します。令和4年度のコミュニティ交通運行について、後ほど皆様のご意見が色々出ると思えます。それによって令和4年度からのコミュニティ交通運行の方向性が決まると思いますが、一つ皆様にお話ししたいのが、現在のタクシー事業の現状です。皆様も各世帯に自家用車が2台、3台あるという状況の中で、タクシー利用者のメインは高齢者の方です。高齢者の方が日中病院に行き、もしくは買い物に行く、そのような時にタクシーをご利用いただいているのが現状です。夜に関していえば、飲食店の利用者で、アルコールを嗜まれた方の輸送がメインとなっています。この2年間の新型コロナウイルス感染拡大の影響で、飲食店も休業し、開いていても早い時間ではアルコールを提供していないので、夜の飲食店の利用、タクシーの利用が全くない状況が続いています。そのような状況の中で、タクシー会社も鋭意努力はしておりますが、昼間の予約乗合タクシーの利用が増えれば増えるほど、民間のタクシー事業者が逼迫し、圧迫されている現状があります。乗務員に関していえば、雇用調整助成金等である程度の収入は確保しておりますが、会社の利益そのものは全くない状況がこの2年間続いています。各タクシー会社も、国の無金利の運転資金借り入れ等でどうにか経営資金をつないでいる状況です。新型コロナウイルス感染拡大の影響は、現在緊急事態宣言が明けまして、皆さん夜に飲みに出かけるかという、現状はそのような状況にはまだ至っておりません。いわゆる第6波も懸念される中、来年度の予約乗合タクシーの運行を皆様のご意見通り市内の隅々まで行うことになると、民間タクシー事業者が立ち行かなくなる状況です。この2年間で、飯塚市と嘉麻市のタクシー会社3社が廃業し、残り13社ありますが、嘉麻市・桂川町・飯塚市という筑豊交通圏で、各タクシー会社の車両稼働率は50%です。それだけ仕事がありません。運転手を雇用していても仕事がなく車両が動かないので運転手を休ませないといけない、なおかつ予約乗合タクシーを飯塚市がどんどん推進して市内の隅々まで運行すると、私たち民間事業者はこの先も何社か廃業するような方向になるのではないかと非常に懸念しております。そのような状況を皆様に気にいただきまして、令和4年度の交通体系を議論していただければ幸いと思えます。

会 長 : ご意見ということでよろしいでしょうか。私どもも民間の交通事業者とともに運行を行っていかねばならない、民間と市の交通機関の競合はできるだけしない方向で考えていく方針を持っております。

今回協議いただくのはあくまでも素案でございますので、市民の皆様、色々な皆様にご意見をいただきまして最終的にこの協議会で決定することになります。それでは「①コミ

ユニティ交通全般」につきましては、説明した方向で進めるということによろしいでしょうか。

全 委 員 : (異議なし)

会 長 : 次に「②予約乗合タクシー」について事務局説明をお願いします。

事 務 局 : 予約乗合タクシーの令和4年度からの運行について説明、提案いたします。

資料の構成としては、前回までの会議と同様に「地区間輸送、地区内輸送」の順番に記載しておりますが、このたびの再編は地区内輸送の拡充に関する内容が多くなっておりまして、説明の都合上、予約乗合タクシーから説明させていただきます。

まず資料2をご覧ください。ここでは主に運行体制、車両の台数などをお示ししています。予約乗合タクシーについては地区内輸送の一つとして枠を設けており、表の左側が現行、右側が令和4年度からの新体系ということで、予約乗合タクシーの部分で右左、新旧で見比べていただきますと、新体系において変更する箇所は赤字で示していますが、基本的に予約乗合タクシーについては大きな変更はありません。これは、前回の会議でも触れましたが、デマンド型で地区内全域を運行できる予約乗合タクシーは交通空白地域を解消する効果や、分散した移動の需要に対応できるといった特長がありますので、この特長を活かし、概ね現行の体制で運行を継続することを考えております。

なお、いくつかある変更点については、次に議題といたします「地区内定時定路線型運行」と関連する内容となりますので、その中で併せて詳細に触れていきたいと思っております。

次に、運行内容、運営内容の詳細について、資料3の項目番号「3」をご覧ください。

主なポイントを抜粋して、いくつか説明いたします。まず一つ目の「運行区域」について、記載のとおり、これまでと同様に8区域での「区域運行」として実施するというものです。資料8の3ページに挙げていますように運行区域に関するご要望もありますが、予約乗合タクシーは、身近な範囲での買物や通院など、地区内の生活利便施設を活用するための交通機関として、引き続きご利用いただきたいと考えております。

次に「地区外で行ける施設」について、飯塚東地区の対象施設（地点）として、新たに1か所、「飯塚記念病院入口」を設けたいと考えています。これは、現在のコミュニティバス庄内・飯塚線のバス停がある地点ということになります。コミュニティバスの再編については後ほど議題といたしますが、コミュニティバス庄内・飯塚線を廃止した場合に空白が生じる菰田地区のうち、特に乗降が多い、つまり需要の高い地点のカバーとして考えているものです。

次に「運行車両の種類」について、現在は主に10人乗りのワゴン車両を使用していますが、経費節減のためにも車両のサイズを小さくすることはできないのかという問題を、以前から指摘されていたところですので、現在の乗合の状況などから判断して、一部の車両においてはセダン型の車両に転換することも視野に入れて調整するというものです。

次に「予約可能件数」についてです。1回の電話で取れる予約件数の上限を8件とするものですが、これについては一部の頻回利用者への利用の偏りを招く原因になっているの

ではないかという指摘を受けていたところ。この問題について予約管理システムに残る履歴から検証いたしましたところ、一部の利用者の8件まとめた予約が他の利用者の予約を著しく妨げているという事態にはなっていないことを確認しておりますので、令和4年度においても現行どおりの運用としたいと考えているものです。

最後に、資料9の3ページ目に、これまでに協議会で出された予約乗合タクシーに関するご意見等をまとめておりますので、参考としてご覧ください。以上で説明を終わります。

会 長 : ②予約乗合タクシーについての説明を受けましたが、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

逢坂 委員 : 事務局におたずねしますが、今説明いただいた内容は行政の判断であり、例えばアンケートを取ったなど、利用者の意見を聞いた上での判断ではないということでしょうか。

事 務 局 : 過去に行った予約乗合タクシーの利用者に対するアンケート調査も踏まえつつ、基本的には事務局案として提案させていただいているものです。

会 長 : 今回は、事務局で案を考えたということでございます。「②予約乗合タクシー」については、説明した方向で進めるということによろしいでしょうか。

全 委 員 : (異議なし)

会 長 : 次に「③地区内定時定路線型運行(エリアワゴン、路線ワゴン)」について事務局に説明を求めます。

事 務 局 : 地区内定時定路線型運行について説明いたします。まず、資料3の右半分の表をご覧ください。地区内定時定路線型運行は2種類の運行形態を予定しておりますので、それぞれに名称を付けることとします。まず、定時定路線型専用車両による運行、これが、本日の資料1にも記載がある「買物ワゴンの運営形態変更」に該当するものとなりますが、コミュニティ交通という位置づけでの新たな名称として「エリアワゴン」と呼ぶことを考えております。

もう一つ、昨年10月から3つの地区で、西鉄バスの廃止区間をカバーする形で予約乗合タクシーの車両を使って時間を区切って運行している「路線ワゴン」、これも、地区内の定時定路線型の動きをする交通機関として引き続き運行する地区がありますので、これまで同様「路線ワゴン」の名称で、エリアワゴンと区別したいと思います。

次に「運行日/運休日」についてです。現行のまちづくり協議会の買物ワゴンは週1日のペースで、土曜日に運行している地区が多いということを踏まえ、エリアワゴンとしては、地区によって日数は異なりますが、「平日+土曜日」という形で1週間の中の運行日数を増やす方向で拡充したいと考えています。各地区の運行曜日の案については資料4にお示ししていますが、個別の説明の中で触れていきたいと思っております。また、運行日/運休日の設定について各地区から出されたご意見としては、資料8の4ページの一番下に掲載しています。

一方、路線ワゴンについては予約乗合タクシーと一体的な運行となりますので、現行どおり土日祝日が運休になるものと考えています。

次に「運賃」について、現在、まちづくり協議会による買物ワゴンは試行運行ということで無料となっておりますが、今後、コミュニティ交通として継続していくためにも、受益者負担の考え方により、一定の運賃を設けさせていただきたいと考えております。また、この地区内輸送の交通機関については、後に説明いたします各地区の「交通結節点」を活用して他の公共交通機関に乗り継げるような組み立てを想定しておりますので、乗継に係る負担をできるだけ軽くするという意味も込めて、今回の提案としては1回の乗車で100円となっております。この場合、現在は200円となっている路線ワゴンも運賃を統一し、路線ワゴンについては100円値下げとする想定です。この有料化の問題については、資料8の5ページをご覧くださいと思いますが、各地区でも、有料・無料・定期券や回数券による実質負担の軽減など、いろいろとご意見を頂いているところです。

次に「運賃割引制度」です。予約乗合タクシー及びコミュニティバスでは100円の障がい割引を行っており、エリアワゴン・路線ワゴンにおいても同様の割引制度を設けることが考えられます。ただし、もともとの運賃を100円と設定する場合、100円割り引いて0円、実質的に無料と同じ取扱いとするのか、事務局としては検討の余地があるものと考えております。方法としては、

- ①障がい者及びその介護者とも、100円割引を適用する。
- ②最低限度の運賃として、いずれに対しても割引を適用しない。
- ③障がい者が介護者と同乗する場合のみ、一人分を割り引く。

といったことが考えられます。この機会に委員の皆様にご意見交換していただきたいポイントとして、資料には「検討中」と記載しております。ちなみに、県内の他の自治体において、コミュニティバス等の通常運賃を100円に設定している事例では、割引を適用する自治体、適用しない自治体と様々となっています。

なお、次の「回数券」の欄に記載のとおり、予約乗合タクシー、コミュニティバスと共通の100円単位の回数券をエリアワゴン・路線ワゴンでも使用することを想定しています。

次の「各地区の配車」については、地区ごとの説明の中で触れることとして、その次の「運行車両の種類」についてです。現在、まちづくり協議会による買物ワゴンにおいて、ある程度まとまった乗合が発生している状況がありますので、地区内定時定路線型運行については基本的にワゴン車両での運行を想定しております。

それでは、地区ごとの運行内容に入っていきます。まず「① 颯田地区路線ワゴン」です。これは新規に導入するものとなります。後に議題とするコミュニティバスの再編との関係があるのですが、現在のコミュニティバス颯田・飯塚線については西鉄バスとの役割の重複等により必要性を見直す路線ということにしておりました。この路線について、颯田地区の中では「颯田中央団地」というバス停の乗降が特に多いという特徴があるのですが、颯田中央団地は西鉄バスの路線やバス停からは離れており、颯田・飯塚線を廃止した場合に、平日にここでコミュニティバスを利用していた人の移動需要を引き続き何らかの形でカバーする必要があると考えられることから、颯田地区を運行する予約乗合タクシーの車両を使った切替方式の運行、路線ワゴンとして運行しようというものです。路線図の案を

資料5の1ページに示しております。また、ここからは資料4を併せてご覧いただけますと、各地区における1週間の車両の割り振りを含めた運行のイメージを持っていただけるものと思います。今、説明した部分は、資料4では左上、「潁田地区・鯰田地区・幸袋地区」の表における「ワゴンA」の車両に該当するものです。

次に「②潁田地区エリアワゴン」「③鯰田地区エリアワゴン」「④幸袋地区エリアワゴン」について、資料5の2ページから4ページにかけて路線図の案を示しております。これは基本的に、現在の買物ワゴンの運行を踏襲しているものです。併せて資料4の左上の表をご覧いただきたいと思いますが、各地区とも「平日1日＋土曜日」という運行日数を予定しているものです。なお、平日の曜日については、現段階では「案」でございます。

次に「⑤幸袋地区路線ワゴン」について、これは利用ガイドの18ページをご覧ください。吉北団地から鯰田駅の区間を運行しているものですが、第1便、午前7時・吉北団地発の便については、利用が非常に少ないのが現状です。第1便の利用者数は、運行を開始した昨年10月から今年の3月までの6か月間、運行日数121日で14人、今年の4月から9月までの6か月間、運行日数同じく121日で4人となっています。従いまして、この第1便については廃止を考えているところです。その他の便、また運行ルートについては、現行どおりとする予定です。

次に「⑥二瀬地区エリアワゴン」「⑦鎮西地区エリアワゴン」についてです。資料5の路線図は、5ページ・6ページになります。この両地区では現在、まちづくり協議会による買物ワゴンが運行されておりませんので、地区内の路線としては新たに導入するイメージになります。ただし、後に議題とするコミュニティバスとも関連があるのですが、現在のコミュニティバス高田・鎮西線を再編するにあたり、二瀬・鎮西地区を経由している系統の一部を地区内の路線として維持する役割もあります。これは、資料4の左下の表をご覧いただきたいと思いますが、「ワゴンD」として新たに投入する車両によって、両地区一体的に運行ダイヤを組んで、「平日2日＋土曜日」の運行を考えています。

また、鎮西地区では現在、蓮台寺～潤野下区の区間を路線ワゴンが運行しているわけですが、二瀬・鎮西のエリアワゴンが運行しない平日（3日）については、引き続き「⑧鎮西地区路線ワゴン」として、予約乗合タクシー車両による運行を継続するように考えています。

次に「⑨飯塚東地区路線ワゴン」「⑩飯塚東地区エリアワゴン」「⑪庄内地区エリアワゴン」です。資料5の路線図では7ページ・8ページとなります。

まず、この2地区については、従来から予約乗合タクシーが1台の車両で一体的に運行していたところ、昨年10月から、西鉄バスの一部区間廃止に伴って飯塚東地区で路線ワゴンを導入し、その際に車両を1台増やして2台体制で、現在まで予約乗合タクシーと路線ワゴンの切替運行を実施しています。このたびの再編にあたりましては、現在の路線ワゴンの利用状況を踏まえて2台の車両の役割を整理し、1台は予約乗合タクシー専用車両、これが資料4の右上の表の「ワゴンA」、もう1台は定路線型、すなわちエリアワゴンの専用車両「ワゴンB」として、より効率的な運行を図るものです。

そこで、現在運行している平日の飯塚東地区の路線ワゴンについては、同じく現在の買物ワゴンの運行ルートと一体的に再編いたしまして、「エリアワゴン」の一部として同じルートをカバーするように考えています。それに際し、現在は西鉄バスの「上の谷」バス停までが運行区間となっていますが、令和4年度から新飯塚駅までのルート延伸を想定しています。これは、路線バスだけでなく鉄道にもつながることで地区外への乗継移動の利便性を向上させる狙いもありますが、飯塚東地区内では本年9月末をもって「A S O山内店」が閉店し、地区内の買物施設がなくなったことを受けて、新飯塚駅までの延伸によって、その近くの買物施設「フードウェイ」を利用できるように、ということも考慮しています。

一方、庄内地区のエリアワゴンについては、他の地区と同様に現在の買物ワゴンの運行をベースにするものですが、平日の午前中については、資料5の8ページにも記載のとおり、「赤坂橋～近畿大学前」の区間を、飯塚東地区と時間帯を交代しながら運行することを考えています。すなわち、昨年10月から減便となった西鉄バスの系統のうち庄内地区の区間ということになりますが、現在もこのルートの運行に関する要望があることから、西鉄バスが運行していない時間帯でのダイヤ設定で運行することを考えています。

次に「⑫穂波地区エリアワゴン」「⑬穂波・菰田地区エリアワゴン」です。資料5の路線図では、9ページにまとめてお示ししています。穂波地区においては現在、高田校区を中心とした買物ワゴンの運行が行われています。今回、穂波地区全体での地区内路線を考えるにあたり、現行の高田校区の路線を参考にしつつ、他の区域をカバーする形で路線を再編したものが穂波地区エリアワゴンということになります。

また、これもコミュニティバスの再編と関係してくる部分ですが、コミュニティバス庄内・飯塚線の必要性を見直し、廃止した場合、路線上の菰田地区の部分が交通空白地になる懸念があります。そこで、穂波地区の隣接部分と一体的に路線を新設することによって、買物などの移動の利便性を確保し続けようと考えているのが穂波・菰田地区エリアワゴンということになります。

運行車両については、資料4の右側、中ほどの表に記載のように、新たに投入する「ワゴンC」によってこの2種類のエリアワゴンの役割を果たす想定です。曜日の割り振りについては、現段階では「案」の状態です。

最後に「⑭筑穂地区エリアワゴン」です。資料5の路線図では10ページとなります。併せて、資料4の右下の表をご覧ください。

筑穂地区でも現在、買物ワゴンが運行されていますが、昨年度の会議で田中委員からご発言がありましたように、地区内の輸送方法に関する調査・検討を地域の関係者で積み重ねてこられた結果、新たなコースによる運行計画を作成された経緯があります。よって、関係者との協議の結果、筑穂地区のエリアワゴンとしては、ご提案のあった3コースの運行ルートを平日の2日＋土曜日に運行することとし、予約乗合タクシーが運休となる土曜日においては、その3コースに含まれない山間部よりの区域をカバーするための第4のコースを設けて、地区全体の移動手段を確保しようとするものです。

以上が、各地区のエリアワゴン、路線ワゴンの運行計画案に関する説明ですが、エリアワゴンについては現行の買物ワゴンをベースにしながら運行日数を買物ワゴンよりも増やすことによって、コミュニティ交通として地区内輸送の拡充を図る内容となっています。

また、資料8の4ページに、エリアワゴンに関する各地区の関係者からのご意見等をまとめておりますので、参考としてご覧ください。

以上で、地区内定時定路線型運行についての説明を終わります。

会 長 : 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

青山 委員 : 穂波地区の青山です。路線の一部新設、変更等の説明がありましたが、これはある程度の期間で見直しは行うのでしょうか。来年・再来年に渡りずっと継続するというのではなく、例えば一年経過して、利用者にアンケートをするなどご意見をいただきながら改善できるところは改善するという方向での予定になりますか。

事務局 : 来年4月からの運行の形は年内に決めたいと考えておりますが、青山委員がおっしゃいますように、実際に運行していく中での課題・問題点や、住民からの要望が出てくることもあると思いますので、年度単位での運行の見直しは行いたいと考えております。

逢坂 委員 : 先ほど地区内定時定路線型運行の運賃に関する説明がありましたが、まず運賃を取るのか取らないのか、割り引くのか割り引かないのかという方針がはっきりしていないように受け取りました。各地区での住民説明会の時には、100円なら100円運賃をいただくという方向で行きますなどと方針をはっきりしておかないと、住民説明会の中で運賃を取るなどということになるとまた意見を持ち帰って方針を協議するという話になるので、基本的な考え方だけは決めていただいて、運賃を徴収する方向でいきますなど、言っていた方が良いと思いますがどうでしょうか。

会 長 : 運賃の考え方と割引の考え方の整理の話だと思います。

事務局 : 先ほど地区内定時定路線型運行の提案をする中で、運賃の設定に触れてきました。一つ目は地区内定時定路線型運行につきましても、運賃は100円で提案したいと考えております。二つ目は現在のコミュニティバスや予約乗合タクシーにあるような割引制度をどのように設けるかという問題です。もともとの運賃を事務局提案の100円とする場合、コミュニティバスや予約乗合タクシーで現在実施しているものと同様に100円の割引を適用するかどうか、事務局においては検討の余地があると考えております。コミュニティバスや予約乗合タクシーと同じように100円割り引いて運賃を実質ゼロ円にするというのも一つの方法ですし、100円は最低限度の利用者負担ということで割引をあえて適用しないというのも一つの方法です。あるいは障がい者が介護者と同乗する場合に二人分の負担が必要となることを考えて、一人分を割引するというのも一つの方法だと思います。繰り返しとなりますが、運賃は100円ということをお願いしたいと考えております。割引制度については、事務局としても検討の余地があると考えておりますので、この機会に皆様のご意見をいただきたいと思っております。

会 長 : 運賃については100円で提案したいということですが、割引制度については、コミュニティバスではもともと運賃200円だったところを100円割り引いて100円とする割引をし

ているのですが、今回はもともとの運賃が 100 円ということを考えている、そうすると割引後の運賃は実質ゼロ円になるので、運賃の割引制度については色々なご意見を踏まえてきちんと考えていきたいということでございます。

逢坂 委員 : 基本的に、コミュニティ交通を移動手段として考えているのか、それとも市民の福祉増進のためと考えて運行しているのか、基本的な考え方がどちらなのかという気がしています。移動手段として考えるのであれば端的に言えば実費をいただく形で、100 円なら 100 円で良いと思います。その考えに立った上で、政策的な考え方で割引をどう考えるのかというところだと思います。基本的なところをはっきりさせていただかないと、基本的な運賃に対する考え方が違うのではないかと思います。余計なことですが、190 円で弁当が手に入る時代なので、100 円を払ったら高齢者の人は大変かなという気もします。

事務局 : 逢坂委員からご発言がありましたように、コミュニティ交通が福祉的なものなのか、移動手段としてのものなのかということにつきましては、結論から申し上げますと、一公共交通機関として移動手段の確保にかかる事業であると考えています。その事業継続に伴う受益者負担ということで、利用される方には一定の負担をいただきたいと考えています。

青山 委員 : 先日、穂波のまちづくり協議会の役員会では、13 枚綴りの回数券を 15 枚にしてもらえないか、できるだけ負担が軽くなるようにできないかという意見がありました。エリアワゴンと買物ワゴンとは違うのか、今まで 0 円だったのに、なぜ 100 円とるのかという利用者からの声もあると思います。買物ワゴンに人気があったのは無料で買い物に連れてってもらえて、帰ってこられたというところがあったからだと思います。穂波のまちづくり協議会の役員会では 15 枚綴りにしてほしいという強い意見がありましたので、見直しをいただければと思います。

会 長 : 料金については 100 円ということで住民説明会はさせていただきますが、割引や回数券の部分については今後検討していくということで事務局よろしいでしょうか。

事務局 : そのようにしたいと考えております。11 月の住民説明会の折には、割引や回数券についても参加される方のご意見を伺いたいと思っております。

会 長 : それでは「③地区内定時定路線型運行（エリアワゴン、路線ワゴン）」につきましては、事務局説明の方向でよろしいでしょうか。

全 委 員 : (異議なし)

会 長 : 次に「④コミュニティバス」について事務局説明をお願いします。

事務局 : コミュニティバスについて説明いたします。

地区間の輸送を担うコミュニティバスの再編については、前回までの会議、そして本日の資料 1 の最初の項目でも記載しておりますように、民間公共交通機関との適切な役割分担を図るため、一部路線の必要性の見直し等を行うこととしておりました。そこで、資料 2 をご覧ください。現在、令和 3 年度において運行している本市単独運行の 4 路線のうち、穎田・飯塚線及び庄内・飯塚線の 2 路線については、そのような役割分担の観点から、廃止することを考えております。なお、路線の廃止によって影響が出ると考えられる一部の地区については、先ほどの予約乗合タクシーや地区内定時定路線型運行の説明の中で触れ

ましたように、各地区の路線ワゴンやエリアワゴン、予約乗合タクシーの地区外運行の設定により利便性を損なわないような対策を講じたいと考えています。

この件に関する地区のご意見について、資料8の3ページに掲載しております。民間路線バスとの重複については、個々のバス停ではなく路線全体のバス停の状況から判断しているものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、現在の筑穂・飯塚線及び高田・鎮西線の2路線については、筑穂地区から中心市街地までの輸送の役割が重なっていることなどにより、高田・鎮西線のルートに筑穂・飯塚線のルートの一部を編入するような形で統合しては、と考えています。路線図の案を資料6に示しておりますので、ご覧ください。なお、現在の高田・鎮西線の中で二瀬地区・鎮西地区を運行する系統については、先ほど説明いたしましたエリアワゴンの運行の中に再編しています。

また、コミュニティバスについて、これまでの協議会で出されたご意見等を資料9の2ページにまとめておりますので、参考としてご覧ください。

最後に、宮若市と共同運行している宮若・飯塚線については、現行どおりの運行を令和4年度も継続する予定としております。以上で説明を終わります。

会 長 : 説明が終わりましたが、ご意見やご質問はございませんでしょうか。

全 委 員 : (なし)

会 長 : それでは「④コミュニティバス」につきましては、事務局説明の方向でよろしいでしょうか。

全 委 員 : (異議なし)

会 長 : 次に「⑤交通結節点」について事務局説明をお願いします。

事 務 局 : 「交通結節点」について説明いたします。資料7をご覧ください。

これまで説明してきましたように、コミュニティ交通として区内輸送を拡充し、地区間輸送は民間公共交通機関との役割分担の観点から見直すという方針の中で、区内と地区間の輸送がばらばらのものではなく、連携させることによって、公共交通機関全体の利用を促進したいという狙いがあります。そこで、資料7の上部の二重線で囲んだ部分に記載しているような考え方によって各地区の交通結節点、乗継できるポイントを設定し、その結節点でできるだけ円滑に乗継ができるような運行ダイヤを調整したいと考えているものです。

二重線で囲んだ部分の2番目に記載していますように、乗継のポイントとしては、乗り継ぐまでの待合環境の整備が必要と考えますので、今後の課題としたいと思います。また、資料の中では、各結節点から乗継できる他の公共交通機関について、また、予約乗合タクシーやコミュニティバスにおける利用状況などを参考として記載しています。

以上で説明を終わります。

会 長 : 今回の公共交通の見直しの一つとして、コミュニティ交通と民間のバス・鉄道とのリレー方式というものを念頭に置いて進めていこうとしているところですので。その中で重要になるのが資料7の交通結節点、今の段階では候補地ということにしておりますが、そのようなものを設定することでリレー方式を完成していきたいという提案でございます。これについてご意見・ご質問はございませんでしょうか。

全 委 員 : (なし)

会 長 : それでは「⑤交通結節点」につきましては、提案がありました方向性ということでよろしいでしょうか。

全 委 員 : (異議なし)

会 長 : それでは、議案第1号のまとめになりますが、議案第1号につきましては、令和4年度からのコミュニティ交通体系の素案として、詳細の決定に向けて、今後住民説明会もごさいますので、そのような場で公表しながら調整を進めるということでもよろしいでしょうか。

全 委 員 : (異議なし)

会 長 : ありがとうございます。議案第1号につきましてはそのようにさせていただきます。

4. 報告事項

(1) 令和3年10月からの西鉄バスの運行(変更点)について

会 長 : それでは報告事項に入ります。「(1) 令和3年10月からの西鉄バスの運行(変更点)について」事務局より説明をお願いします。

事 務 局 : 令和3年度10月からの西鉄バスの変更について、いくつか本市に関係ある部分がありますのでこの場でご紹介したいと思います。まず前回の会議で質問がございました碓井・大分坑線についてです。これは飯塚市、嘉麻市、桂川町を走っている路線ですが、この路線名称がいかげんなものかというご質問があったと思います。この10月から、碓井・大分坑線は碓井線という名称に変更されておりますのでお知らせいたします。これに伴って、便数に変更はありませんが、若干のダイヤ改正も行われております。また、JR桂川駅におきましては、乗り入れる場所が新しく整備された南口側になっているという若干のルート変更も伴っております。以上が一点目です。もう一点が、天神と飯塚・田川を結んでいく特急バスについてです。この9月をもって急行バス、博多駅・福岡空港と飯塚を繋いでいた急行バスが廃止になりました。国道201号線の近畿大学前と仁保の間に庄内鳥羽というバス停がありますが、この庄内鳥羽のバス停は従来急行しか停車しないバス停ということで、急行バスの路線廃止に伴ってバス停についても廃止の見通しということで昨年度紹介しておりました。今回西鉄バスで検討をいただいた結果、庄内鳥羽のバス停が特急バスのバス停として存続することになりました。一日数十便の停車があるバス停ですので、路線は少し変わりますが、引き続き地元の方にご利用いただければと思っております。

会 長 : 説明が終わりましたがご質問等ございませんでしょうか。

本件は報告事項でございますのでご了承をお願いします。

(2) コミュニティ交通運行計画（素案）に関する住民説明会について

会 長 : 次に「(2) コミュニティ交通運行計画（素案）に関する住民説明会について」事務局より説明をお願いします。

事 務 局 : 資料10をご覧ください。本日おおむね方向性を承認いただきました飯塚市コミュニティ交通運行計画（素案）について、来月11月に各地区において住民の皆様説明する機会を設けたいと考えております。現在コミュニティ交通を利用いただいている方に参加していただきたいということで開催時間等を設定し、各自治会の隣組回覧として情報を提供させていただいております。委員の皆様からも周囲の方にお声がけをしていただければと思っております。今後各地区でのご意見を踏まえまして、可能な限り素案に反映しながら、年内の運行計画の決定に向けて進めていきたいと考えております。

会 長 : 説明が終わりましたがご質問等ございませんでしょうか。
本件は報告事項でございますのでご了承をお願いします。

5. その他

会 長 : 最後にその他ですが、委員の皆様方から何かございますか。

逢坂 委員 : ここで言うのが適当かどうか分かりませんが、飯塚市コミュニティ交通の利用ガイドがネットオークションにかけられています。びっくりしました。そのようなことがありますので、非売品など表記してはどうでしょうか。そのような事実があることだけお話しさせていただきます。

会 長 : 今は何でもネットで販売できる世の中でございますので、私共も気をつけますし、これからはそのような情報がありましたらお知らせください。ありがとうございます。

6. 閉 会

会 長 : 議事録署名人を指名させていただきます。今回は、戸丸委員、浅野委員にお願いしたいと思っております。議事録作成後、事務局の方から伺いますのでよろしく願いいたします。

それでは以上を持ちまして本日の会議を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

ありがとうございました。